

令和 5 年度佐伯市決算に係る
資金不足比率審査意見書

佐伯市監査委員



佐 監 第 63 号
令和 6 年 9 月 2 日

佐伯市長 田 中 利 明 様

佐伯市監査委員 丸 山 京一郎

佐伯市監査委員 高 橋 圭 一

令和 5 年度佐伯市決算に係る資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度佐伯市決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和5年度佐伯市決算に係る資金不足比率審査意見

(水道事業会計・下水道事業会計を除く)

第1 審査の対象

令和5年度佐伯市決算に係る資金不足比率

第2 審査の期間

令和6年8月9日から令和6年9月2日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から審査に付された令和5年度佐伯市決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠し適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位: %)

特別会計の名称	令和5年度 資金不足比率	経営健全化基準
地方卸売市場事業特別会計	—	20.0
大島航路事業特別会計	—	20.0
蒲江・深島航路事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0
漁業集落排水事業特別会計	—	20.0
小規模集合排水処理事業特別会計	—	20.0
生活排水処理事業特別会計	—	20.0

※表中の「—」は、当該比率がない(資金の不足額がない)ことを示す。

2 個別意見

(1) 地方卸売市場事業特別会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率はなく、良好な状態にあると認めた。

(2) 大島航路事業特別会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率はなく、良好な状態にあると認めた。

(3) 蒲江・深島航路事業特別会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率はなく、良好な状態にあると認めた。

(4) 農業集落排水事業特別会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率はなく、良好な状態にあると認めた。

(5) 漁業集落排水事業特別会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率はなく、良好な状態にあると認めた。

(6) 小規模集合排水処理事業特別会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率はなく、良好な状態にあると認めた。

(7) 生活排水処理事業特別会計

本会計の令和5年度決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がないため当該比率はなく、良好な状態にあると認めた。

(別 紙)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

①趣旨 … 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{②算式} \quad \cdots \quad \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

＊資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

＊事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

③対象となる会計 … 公営企業会計

本市では、水道事業会計、下水道事業会計、地方卸売市場事業特別会計、大島航路事業特別会計、蒲江・深島航路事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、小規模集合排水処理事業特別会計、生活排水処理事業特別会計が対象である。（水道事業会計、下水道事業会計は別途審査済）

④経営健全化基準 … 20.0%

資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、公営企業ごとに経営健全化計画の策定及び公表が義務付けられている。